

奈良県立榛生昇陽高等学校 校 則

第一章 総則

(目的)

第1条 この校則は、奈良県立榛生昇陽高等学校(以下「本校」という)の管理運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(位置、課程及び学科)

第2条 本校の位置並びに課程及び学科は、次のとおりとする。

位 置	課 程 名	学 科 名
宇陀市榛原下井足210	全日制	普通科 福祉科 総合学科(こども・福祉科)

(修業年限)

第3条 本校の修業年限は、3年とする。

(生徒定員)

第4条 本校の生徒定員は、奈良県教育委員会(以下「委員会」という)の定めるところによる。

(教職員組織)

第5条 奈良県立榛生昇陽高等学校の教職員組織については、「奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則」等関係法規に示されるところによる。

第二章 学年、学期、休業日等

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の三学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 夏期休業日 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬期休業日 12月24日から1月6日まで
- (5) 春期休業日 3月21日から4月7日まで
- (6) 学校創立記念日 12月19日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、奈良県教育委員会教育長(以下「教育長」という)に届け出た日

(振替授業等)

第9条 校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、休業日に授業をし、又は

授業日に休業することができる。

(臨時休業日)

第10条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第三章 教育課程、学習評価、卒業認定等

(教育課程及び授業時数)

第11条 教育課程及び授業時数は、校長が別に定める。

(単位の修得)

第12条 校長は、生徒が教育課程に従って、教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標から見て満足できると認められるときは、その教科・科目について所定の単位を修得したことを認定する。ただし、総合学科(こども・福祉科)介護福祉系列に関しては、別途福祉科規定による。

(学習の評価)

第13条 生徒の学習の評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(教育課程の修了及び卒業の認定)

第14条 校長は、生徒が所定の課程を修了したときは、卒業を認定する。

(卒業証書の様式)

第15条 卒業証書は、第1号様式とする。

(授業日数及び出席日数)

第16条 各学年の授業日数は、年間39週行うことを標準とする。

2 各学年の課程の修了についての必要事項は、校長が別に定める。

(原級留置)

第17条 校長は、生徒が学校の定める各学年の課程を修了したと認められないときは、当該生徒を原級に留めおくことができる。

第四章 入学、休学、留学、退学等

(入学の許可等)

第18条 本校の入学は、委員会の定める基準により行う入学者の選抜に基づき、校長がこれを許可する。

2 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に第2号様式、第3号様式による誓約書に住民票写し又はこれに代わるものを添えて、校長に提出しなければならない。

(編入学及び転学)

第19条 生徒が他校へ転学しようとするときは、保護者等と連署した願書を校長に提出しなければならない。

2 編入学又は転学により入学しようとする者は、保護者等と連署した願書等の必要な書類を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

3 校長は、前項の規定により願書等の提出があつたときは、教育長が別に定める基準に該当し、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者について、教育上支障がない場合には、既に履修した教科・科目等の修得単位数に応じ、相当学年に編入学又は転学を許可することができる。

(留学)

第20条 生徒が外国の高等学校に留学をしようとするときは、保護者等と連署した願書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の規定による願書の提出があったときは、教育上有益と認める場合には、これを許可することができる。
- 3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の習得を認定することができる。
- 4 校長は、前項の規定による単位の修得を認定された生徒については、別に定める基準により学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(退学及び再入学)

第21条 生徒が退学しようとするときは、保護者等と連署した願書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 病気その他やむを得ない事由により第2学年以上を途中で退学した者は、退学後2年を限度として再入学を願い出ることができる。
- 3 校長は、前項の規定により再入学について願い出があったときは、別に定める基準により、再入学を許可することができる。

(休学及び復学)

第22条 生徒が、病気その他のやむを得ない事由のため、休学しようとするときは、保護者等と連署した願書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の規定による願書の提出があった場合に、修学が困難と認められたときは、3年以上1年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
- 3 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者等と連署した願書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第五章 諸届・授業料等

(自宅外通学の届出)

第23条 保護者等は、生徒を自宅外から通学させようとするときは、第4号様式により校長に届け出なければならない。

(保護者等が欠けたときの誓約書の提出等)

第24条 生徒は、保護者等が欠けたときは、速やかに、これに代わる者を定め、第2号様式、第3号様式による誓約書を改めて校長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合を除くほか、保護者等に異動が生じたときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。

(改姓又は死亡)

第25条 保護者等は、生徒が改姓又は死亡したときは、直ちに校長に届け出なければならない。

(感染症発生時の処置)

第26条 保護者等は、生徒又はその同居者が学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症にかかり又はかかるおそれがあるときは、直ちに校長に届け出なければならない。

- 2 校長は、前項の規定による届け出があったときは、当該生徒に対し、出席停止を命ずることがで

きる。

(欠席、欠課、遅刻又は早退の届出)

第27条 保護者等は、生徒が欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、第4号様式により校長に届け出なければならない。

2 保護者等は、生徒が負傷又は疾病により7日間以上の期間にわたって欠席しようとするときは、前項の届け出に医師の診断書を添付しなければならない。

(忌引の届出)

第28条 保護者等は、生徒が忌引しようとするときは、第5号様式により校長に届け出なければならない。

2 忌引日数は、次のとおりとする。ただし、葬儀のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

(1) 父母 7日

(2) 祖父母・兄弟姉妹 3日

(3) 曾祖父母・伯叔父母 1日

(諸証明書)

第29条 次の各号に掲げる証明書の交付を受けようとする者は、奈良県立学校証明手数料条例(昭和31年10月奈良県条例第48号)の定めるところにより、手数料を添えて校長に願い出なければならない。ただし、在校生については、手数料を徴収しない。

(1) 卒業証明書(卒業見込証明を含む。)

(2) 成績証明書(単位修得証明を含む。)

(3) 在学証明書(在学した期間の証明を含む。)

(4) 進学に関する証明書(調書を含む。)

(授業料等)

第30条 授業料の額及び納付方法については、奈良県立学校における授業料等に関する条例(昭和28年3月奈良県条例第9号)による。

2 校長は、授業料を納期限内に完納しない者に対して、県の税外収入にかかる督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和31年4月奈良県条例第17号)の定める処置をとることができる。

3 校長は、長期にわたり授業料を滞納する生徒に対して、出席停止又は退学を命ずることができる。

(生徒証の交付)

第31条 生徒証は、本校の生徒となったときに交付する。

(制服等)

第32条 生徒の着用する服装等は、校長が別に定める。

第六章 賞罰

(表彰)

第33条 校長は、他の生徒の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒処分)

第34条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 校長は、次の各号の一に該当する者に、退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 この規則で定めるもののほか、懲戒処分についての必要事項は、校長が別に定める。

第七章 補則

(その他)

第35条 この校則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この校則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

[縦書]

第 号	割 印	年 月 日	あなた は本校 が定め た課程 を卒業 したこ とを証 します	校 印	卒 業 証 書
	奈良 県立 榛生 昇陽 高等 学校 長			氏 名	
	氏 名			生 年 月 日 生	
	印				

[横書]

卒 業 証 書	
校 印	氏 名
	年 月 日 生
あなた は本校 が定め た課程 を卒業 したこ とを証 します	
年 月 日	
奈良 県立 榛生 昇陽 高等 学校 長	氏 名 印
割 印	
第 号	

第2号様式

誓 約 書		
奈良県立榛生昇陽高等学校長 殿		
私は、在学中諸規則を堅く守り学業に専念します。		
年	月	日
科 第		学年
生徒氏名		
上記の者の身上に関する一切の責任について引受けます。		
年	月	日
保証人	現住所	
	本人との関係	
	氏名	印

第3号様式

誓 約 書		
奈良県立榛生昇陽高等学校長 殿		
生徒氏名		
上記の者の在学中に生じた入学料(奈良県立学校における授業料等に関する条例(昭和28年3月奈良県条例第9号)第7条に規定する額)及び授業料(同条例第2条に規定する額)の納付について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します。		
年	月	日
保証人	現住所	
	本人との関係	
	氏名	印

第4号様式

自 宅 外 通 学 届			
第		学 年	室
生徒氏名			
上記の者	のため下記のとおり通学させるので届けます。		
記			
1 居所(寄宿先)			
	郡 市	番 地	方(本人との関係)
	町 村		
2 期間	年	月	日から
	年	月	日まで
	年	月	日
奈良県立榛生昇陽高等学校長 殿			
	保護者氏名		印

第5号様式

欠 席 (欠 課 ・ 遅 刻 ・ 早 退) 届			
第		学 年	室
生徒氏名			
上記の者	のため	月 日	(時限)から 月 日まで
欠席(欠課・遅刻・早退)させるので届けます。			
	年	月	日
奈良県立榛生昇陽高等学校長 殿			
	保護者氏名		印

第6号様式

忌 引 届

第 学年 室

生徒氏名

上記の者 の死亡ため 月 日から 月 日まで
忌引させるので届けます。

年 月 日

奈良県立榛生昇陽高等学校長 殿

保護者氏名

印